

第 5 回策定委員会の意見等への対応 (別紙)

第 5 回策定委員会 資料 2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想 (案) P9~10、P21~22、P33~34 P45~46、P57~58	
第 5 回策定委員会 資料 2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想 (案) P9~10、P21~22、P33~34 P45~46、P57~58	
③犬山地域の主要課題	
●土地利用の視点	
<p><都市拠点にふさわしい都市機能等の集積></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点に位置づけた犬山駅周辺の中心市街地については、市民生活を支える市役所などの行政サービスや日常生活に必要な店舗、生活サービスなど高次都市機能が立地しており、また、犬山城や城下町など多くの市民や来訪者が訪れる場として、居住環境との調和に配慮しながら魅力と回遊性を高めるまちづくりを進めることが必要です。 もう一つの都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区については、国道 41 号など広域的な道路交通や総合病院、商業施設が集積する利便性の高い地区であり、これらの利便性を活かした基盤整備等により商業などの都市機能と居住機能の充実を図ることが必要です。 <p><都市拠点周辺における生活利便性の維持・向上></p> <ul style="list-style-type: none"> 犬山口駅や犬山遊園駅、木津用水駅に近接する市内地域では、日常生活に必要な都市機能の立地による地域の利便性の維持・充実を図ることが必要です。 犬山遊園駅、木曾川河畔、犬山城と城下町、犬山駅をつなぐ回遊ルートの実現に向けて、内田地区の河川空間において、居住環境との調和に配慮した新たな賑わいの創出が必要です。 <p><幹線道路沿道における商業機能の立地促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 国道 41 号や主要地方道 (春日井各務原線・一宮犬山線)、県道長洞犬山線、市道名古屋犬山線、市道富岡荒井線の広域交通の利便性を活かした日常生活を豊かにする商業施設の立地を促進することが必要です。 <p><都市的土地利用と農業との調整></p> <ul style="list-style-type: none"> 橋爪・五郎丸地区に広がるまとまりのある農用地は、都市的土地利用への転換と調整を図りながら、農業の保全を図ることが必要です。 	
以下、同じ対応のため記載を省略します。	

第 6 回 (今回) 策定委員会 資料 2 犬山市都市計画マスタープラン (素案) P83~86、98~101、P114~117 P128~131、P144~146	
第 6 回 (今回) 策定委員会 資料 2 犬山市都市計画マスタープラン (素案) P83~86、98~101、P114~117 P128~131、P144~146	
③犬山地域の主要課題	
<p>地域の主要課題については、拠点形成・土地利用、交通、市街地整備等、都市環境、都市防災の視点別に、地域の現況や住民ニーズを踏まえて整理します。</p>	
赤枠部分を新たに追加	
●拠点形成・土地利用の視点	
現況	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の人口は、令和 4 年時点で本市の人口の 42.5%を占めており、平成 30 年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じています。 市街化区域では、犬山駅や市役所、総合犬山中央病院を中心に都市機能が集積し、その周辺では、一部で工業地の立地が見られるものの、住宅地が主体の土地利用がされています。 中心市街地に犬山城下町を有するなど歴史と文化が調和した市街地を形成しています。 市街化調整区域の北東部では、テーマパークや社寺、公共施設が立地し、南東部には、まとまった農用地が広がっていますが、一部の幹線道路では、沿道商業施設の立地が進んでいます。
住民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングでは、『にぎやか、活気がある、歩いて買い物に行ける、大きなショッピング施設、市街化調整区域での飲食店の立地、子どもの遊び場があるとよい』といった賑わいの創出や商業機能の充実を求める声が多く聞かれました。
主要課題	<p><都市拠点にふさわしい都市機能等の集積></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市拠点に位置づけた犬山駅周辺の中心市街地については、市民生活を支える市役所などの行政サービスや日常生活に必要な店舗、生活サービスなど高次都市機能が立地しており、また、犬山城や城下町など多くの市民や来訪者が訪れる場として、居住環境との調和に配慮しながら魅力と回遊性を高めるまちづくりを進めることが必要です。 もう一つの都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区については、国道 41 号など広域的な道路交通や総合病院、商業施設が集積する利便性の高い地区であり、これらの利便性を活かした基盤整備等により商業などの都市機能と居住機能の充実を図ることが必要です。 <p><都市拠点周辺における生活利便性の維持・向上></p> <ul style="list-style-type: none"> 犬山口駅や犬山遊園駅の周辺、木津用水駅に近接する市内地域では、日常生活に必要な都市機能の立地による地域の利便性の維持・充実を図ることが必要です。 <p><幹線道路沿道における商業機能の立地促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 国道 41 号や主要地方道 (春日井各務原線・一宮犬山線)、県道長洞犬山線、市道名古屋犬山線、市道富岡荒井線の広域交通の利便性を活かした日常生活を豊かにする商業施設の立地を促進することが必要です。 <p><都市的土地利用と農業との調整></p> <ul style="list-style-type: none"> 橋爪・五郎丸地区に広がるまとまりのある農用地は、都市的土地利用への転換と調整を図りながら保全を図ることが必要です。
青枠部分は従前のまま	

④犬山地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

分野	まちづくり方針
拠点形成 土地利用	<p>【都市拠点(犬山地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山駅周辺における居住機能の集積と多様な都市機能の集積・連携による定住・まちなか居住の促進 ○中心市街地における空き地や空き店舗の民間活力による利活用を促進 ○犬山城下町地区における居住環境に配慮したまちの魅力高める商業、観光交流施設等の立地促進 <p>【都市拠点(橋爪・五郎丸地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋爪・五郎丸地区における新たな都市拠点・交流エリア基本構想を踏まえた交通結節機能の強化・充実のあり方検討 ○橋爪・五郎丸地区における商業・生活サービス機能の維持・充実 <p>【準地区拠点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山口駅や犬山遊園駅の周辺、木津用水駅に近接する市内地域における身近な商業機能や生活サービス、居住環境の維持・充実 ○内田地区の木曾川河畔における居住環境に配慮したまちの魅力高める商業、観光交流施設等の立地促進 ○犬山遊園駅前におけるサインの配置や木曾川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成の検討 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺環境と調和した沿道商業施設等の立地を許容(商業集積ラインの形成) ○新たな住居系市街地の形成(市街化編入)を目指した検討 ○道の駅(休憩・地域振興施設、子どもの遊び場等)の設置 ○都市的土地利用との調整による農用地の適切な保全

青枠部分は、施策を並べただけに見える単なる箇条書き(体言止め)ではなく、課題に対する方針として内容をまとめるなど整理しつつ、表現を改めました。(以下同じ)

④犬山地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

拠点形成・土地利用の方針	
主要課題① 都市拠点にふさわしい都市機能等の集積	<p>【都市拠点(犬山地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山駅や市役所周辺では、多様な都市機能の集積・連携による定住・まちなか居住を誘導します。 ○中心市街地においては、空き地や空き店舗の民間活力による利活用を進め、都市機能等の立地を促進します。 ○犬山城下町や内田地区(木曾川河畔)では、居住環境に配慮したまちの魅力高める商業、観光交流施設等の立地を促進します。 <p>【都市拠点(橋爪・五郎丸地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋爪・五郎丸地区では、都市拠点・交流エリア基本構想を踏まえた新たな鉄道駅の設置など交通結節機能の強化・充実のあり方を検討します。 ○橋爪・五郎丸地区における既存の都市基盤を活かした商業機能・生活サービスなど都市機能の誘導を図ります。 ○市街化区域に隣接し、鉄道駅など既存ストック等の活用が可能な新市街地検討エリアでは、農地との調整に配慮しながら、新たな住居系市街地の形成(市街化編入)や道の駅など交流施設の設置、消防本部庁舎の建て替えを目指した検討を進めます。
主要課題② 都市拠点周辺における居住環境の維持・向上	<p>【準地区拠点等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山口駅や犬山遊園駅の周辺、木津用水駅に近接する市内地域では、都市拠点に近接する鉄道駅の立地を活かした身近な商業機能や生活サービス施設の誘導による利便性の高い居住環境の形成を図ります。
主要課題③ 幹線道路沿道における商業機能の立地促進	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山駅や市役所周辺の幹線道路沿道における商業系土地利用を促進します。 ○市街化調整区域の幹線道路沿道では、営農環境との調和に配慮した沿道商業施設等の立地を許容(商業集積ラインを形成)します。
主要課題④ 都市的土地利用と農業との調整	<ul style="list-style-type: none"> ○まとまった農用地区域では、都市的土地利用との調整により営農環境の適切な保全を図ります。

赤枠部分を新たに追加(以下同じ)

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P11~12

交通	<ul style="list-style-type: none"> ○(都)国道41号五郎丸交差点以北の6車線化を促進(国への働きかけ) ○名古屋高速小牧北出口以北の地域高規格道路(名濃道路)の事業化を促進(国への働きかけ) ○地域内における幹線道路未整備区間の整備 ・【都】犬山五郎丸線(県への働きかけ) ○県道栗栖犬山線における歩道設置の促進(県への働きかけ) ○県道浅井犬山線における歩行者安全対策の強化(県への働きかけ) ○県道御嵩犬山線における歩道設置の促進(県への働きかけ) ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムによる交通安全対策の実施 ○幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善 ○国、県、関係市町と連携した遊歩道やサイクリングコース等の利用促進 ○内田地区の木曾川河畔における居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間の形成 ○犬山駅を中心とした交通結節機能の維持、充実による利便性の向上 ○犬山口駅前における利便性の向上 ○コミュニティバス等の地域公共交通の維持・充実 ○観光客に対する公共駐車場の適切な案内・誘導による犬山城下町内への過度な自動車進入の抑制
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山城下町における歴史的な町並みと調和した市街地の形成 ○生活道路の改善など基盤整備を通じた良好な居住環境の形成と都市的低未利用地の宅地化促進 ○暫定用途を解消した区域における計画的な道路整備や雨水浸水対策による都市的低未利用地の宅地化促進 ○地区計画区域における路線ごとの道路整備計画の検討と用地取得の推進(橋爪・五郎丸地区計画、丸山地区計画) ○県や関係者と協力した民間木造住宅の耐震改修を促進 ○空き家の適正管理や既存ストックに関する各種制度の活用を促進

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P88

交通
<p>主要課題① 犬山駅等における交通結節機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犬山駅では、駐輪場や駐停車、滞留スペースなどの交通結節機能を維持・確保し、地域住民や鉄道利用者、隣接するホテル利用者などが使いやすい空間を形成します。 ○犬山口駅においては、駅前の利便性向上を検討します。 ○交通結節点となる犬山駅や総合犬山中央病院では、地域の生活交通を支えるコミュニティバスや路線バスの乗継利便性の維持、向上を図ります。
<p>主要課題② 犬山駅や犬山城下町の周辺における多くの人が利用する歩行空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多くの人が訪れる犬山駅や城下町周辺の歩行空間の確保に向けて、(都)犬山五郎丸線の整備をはじめ、県道浅井犬山線、県道御嵩犬山線における歩行者安全対策を県など関係機関と連携・協議しながら促進します。 ○内田地区の木曾川河川空間を活かした居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間形成を目指します。 ○犬山遊園駅前における誘導サインの配置や木曾川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成を検討します。
<p>主要課題③ 安全・安心な生活道路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムにおける交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に通行できる生活道路の確保を図ります。 ○市街地の居住環境や防災性の向上に向けて、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善を図ります。
市街地整備等
<p>主要課題① 既存ストックの有効活用による都市機能と居住機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な居住環境の形成に向けて、都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知を促進します。 ○歴史的な町並みが残る城下町地区では、町並みに配慮しながら狭あい道路の解消や空き地・空き家等の解消、活用を促進します。
<p>主要課題② 生活道路など基盤整備による居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画がある区域においては、良好な居住環境の形成と地区施設(道路等)整備を推進します。 ○暫定用途を解消した区域では、計画的な道路整備や雨水浸水対策などの基盤整備により都市的低未利用地の宅地化を促進します。

対応前

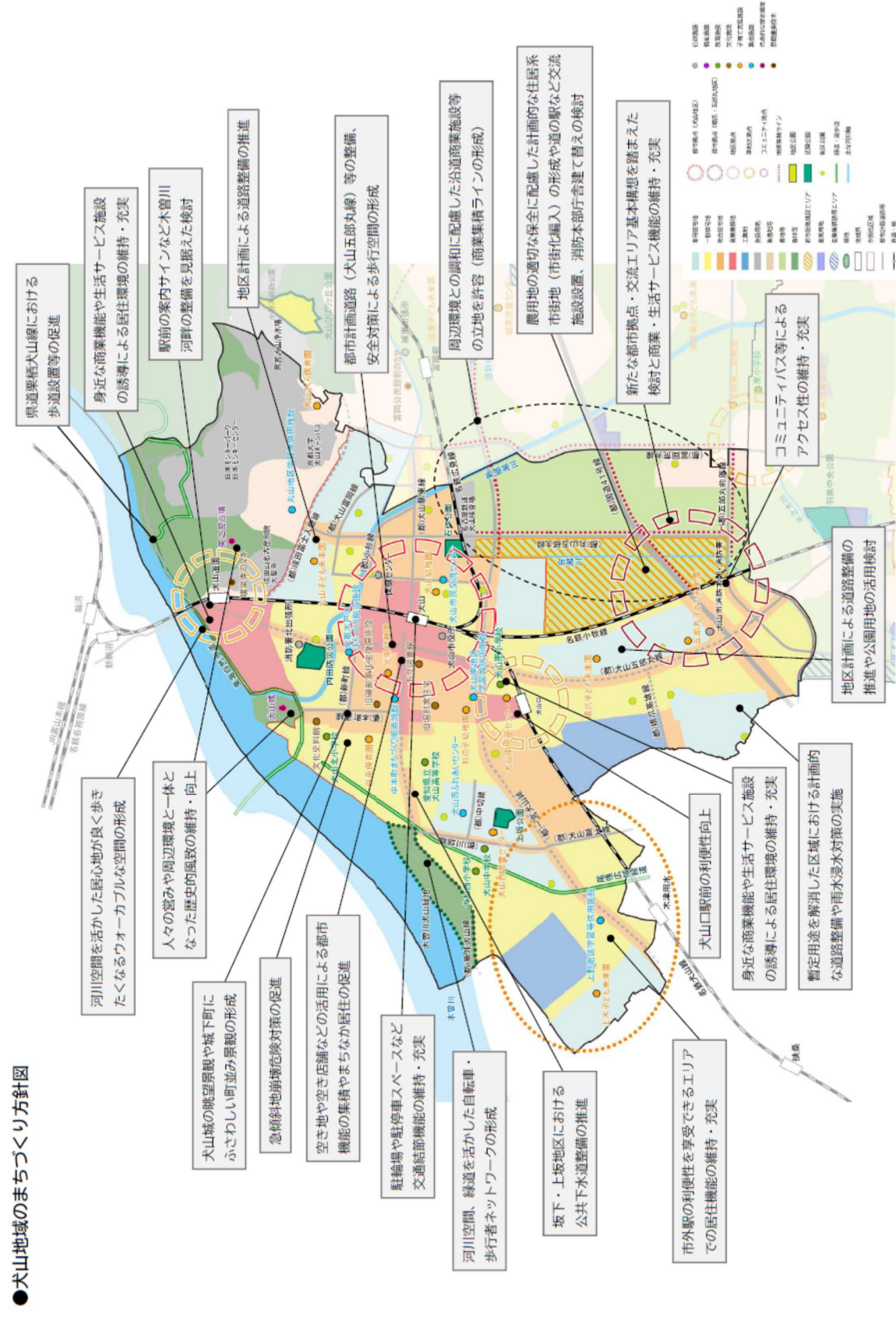
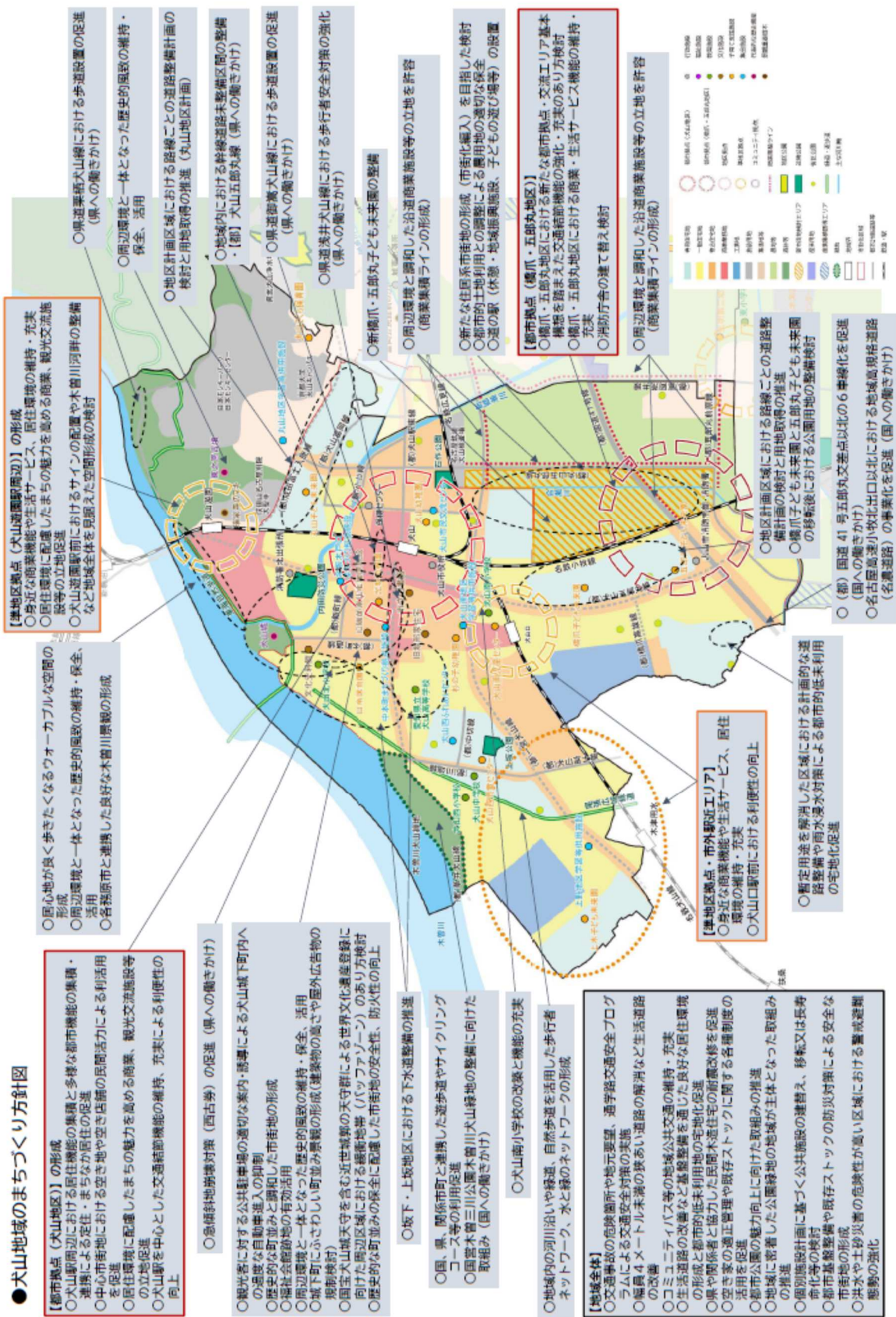
第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P12

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の河川沿いや緑道、自然歩道を活用した歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークの形成 ○周辺環境と一体となった歴史的風致の維持・保全、活用 ○国営木曾三川公園木曾川犬山緑地の整備に向けた取組み(国への働きかけ) ○都市公園の魅力向上に向けた取組みの推進 ○橋爪子ども未来園と五郎丸子ども未来園の移転後における公園用地の整備検討 ○地域に密着した公園緑地の地域が主体となった取組みの推進 ○坂下・上坂地区における下水道整備の推進 ○個別施設計画に基づく公共施設の建替え、移転又は長寿命化等の検討 ○福祉会館跡地の有効活用 ○新橋爪・五郎丸子ども未来園の整備 ○犬山南小学校の改築と機能の充実 ○消防庁舎の建て替え検討 ○各務原市と連携した良好な木曾川景観の形成 ○城下町にふさわしい町並み景観の形成(建築物の高さや屋外広告物の規制検討) ○国宝犬山城天守を含む近世城郭の天守群による世界文化遺産登録に向けた周辺区域における緩衝地帯(バッファゾーン)のあり方検討
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤整備や既存ストックの防災対策による安全な市街地の形成 ○歴史的な町並みの保全に配慮した市街地の安全性、防火性の向上 ○<u>洪水や土砂災害の危険性が高い区域における警戒避難態勢の強化</u> ○急傾斜地崩壊対策(西古券)の促進(県への働きかけ)

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P89

都市環境	
主要課題① 代表的なランドマークである犬山城や木曾川の歴史・自然景観の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山城の眺望や城下町にふさわしい町並み景観の形成に向けて、建築物の高さや屋外広告物の規制などの検討を進めます。 ○木曾川については、各務原市との連携による良好な景観形成を図りつつ、河川沿いや緑道などの歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークとして利活用を進めます。
主要課題② 伝統建造物、遺跡等と人々の営みが一体となった歴史的風致の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ○犬山城や東之宮古墳を中心とした地域を代表する歴史文化資源は、そこに息づく地域固有の歴史、伝統を反映した人々の営みとともに、景観など周辺環境が一体となった歴史的風致等の維持・向上を図ります。
主要課題③ 公共施設の維持・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の魅力向上と身近な公園における地域が主体となった取り組みを推進します。 ○公共下水道(生活排水)計画区域において、坂下・上坂地区の未整備区域での整備を推進します。 ○今後の人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に備え、個別施設計画に基づく公共施設の再編、長寿命化等を進めます。
都市防災	
主要課題① 災害に強い地域づくりの実現	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い地域づくりに向けて、狭あい道路の解消や急傾斜地崩壊対策など都市基盤整備のほか、建築物などの耐震化を促進します。 ○災害リスクの低減に向けて、洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等を適切に保全します。 ○<u>地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の確保に向けて、ハザードマップ等による災害リスク情報の周知徹底や地域における避難訓練の実施などを支援します。</u>



④城東地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

分野	まちづくり方針
拠点形成 土地利用	<p>【準地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の確保 ○住宅団地における現在の市街地形態による居住環境の維持 ○都市基盤など既存ストックが整った地域における条例や地区計画等による住宅立地の緩和(許容) <p>【コミュニティ拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活に必要な機能の確保と市街地とを結ぶ生活交通の確保・充実 ○犬山版優良田園住宅制度による住宅立地の緩和 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地における無秩序な土地利用の抑制 ○民間活力による今井開拓パイロット地区の有効活用 ○市街化調整区域にある既存の産業用地の操業環境の維持 ○産業集積誘導エリアにおける周辺環境に調和した新たな産業用地の形成

④城東地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

拠点形成・土地利用の方針
<p>主要課題① 地域の生活利便性の維持・充実</p> <p>【準地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富岡前駅や善師野駅の周辺、路線バス沿線のまとまった集落地等では、居住環境の維持・向上を図り、身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の立地を促します。 ○都市基盤や既存ストックが整った集落地等においては、日常生活を送る上で必要な機能の確保に向けて、条例や地区計画等の活用による住宅の立地緩和(許容)を検討します。 <p>【コミュニティ拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティや日常生活を送る上で必要な機能の維持・確保に向けて、多自然居住や二地域居住などゆとりある新たなライフスタイルの受け皿として犬山版優良田園住宅制度を活用した住宅の立地緩和を進めます。
<p>主要課題② 新たな産業用地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業基盤の維持・強化に向けて、産業集積誘導エリアにおいて、周辺の居住環境や営農環境との調和に配慮した新たな産業用地を形成します。 ○既存の産業用地については、操業環境の維持を図ります。
<p>主要課題③ 東部の丘陵地にある森林と優良な農地の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地は、都市的な土地利用との調整に留意しつつ、無秩序な土地利用を抑制しながら保全、活用を図ります。 ○今井開拓パイロット地区では、農地や自然環境の保全に配慮した有効活用を進めます。

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P23

交通	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内における幹線道路未整備区間の整備 ・【都】成田富士入鹿線(県への働きかけ) ○県道栗栖犬山線における歩道設置の促進(県への働きかけ) ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムによる交通安全対策の実施 ○幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善 ○富岡前駅、善師野駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持・充実 ○路線バスによる公共交通ネットワークの維持・充実 ○コミュニティバス等の地域公共交通の維持・充実
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○地区計画など地域づくりのルールによる良好な居住環境の維持 ○県や関係者と協力した民間木造住宅の耐震改修を促進 ○空き家の適正管理や既存ストックに関する各種制度の活用を促進

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P103

交通
<p>主要課題① 国道41号を中心とした交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国道41号と接続する広域的な交通体系の充実に向けて、(都)成田富士入鹿線の整備を関係機関と連携・協議しながら促進します。
<p>主要課題② 集落地や住宅団地における生活交通の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○富岡前駅、善師野駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持、充実に向けて、末端交通手段を踏まえた利便性の確保を図ります。 ○日常の生活交通となる拠点間のコミュニティバスや路線バスを維持しつつ、都市機能の確保が困難な箇所においては、移動ニーズに対応した公共交通体系の確保を図ります。
<p>主要課題③ 安全・安心な生活道路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栗栖地区と市街地をつなぐ唯一の路線である県道栗栖犬山線の安全性の向上に向けて、歩道設置等の道路整備を関係機関と連携・協議しながら促進します。 ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムにおける交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に通行できる生活道路の確保を図ります。 ○居住環境や防災性の向上に向けて、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善を図ります。
市街地整備等
<p>主要課題① 市街化調整区域の住宅団地や集落地の居住環境の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区計画等がある区域においては、地域づくりのルールにより良好な居住環境の形成を推進します。 ○良好な居住環境の形成に向けて、空き家の適切な管理や活用を促進する各種支援制度の運用、周知を図ります。

対応前

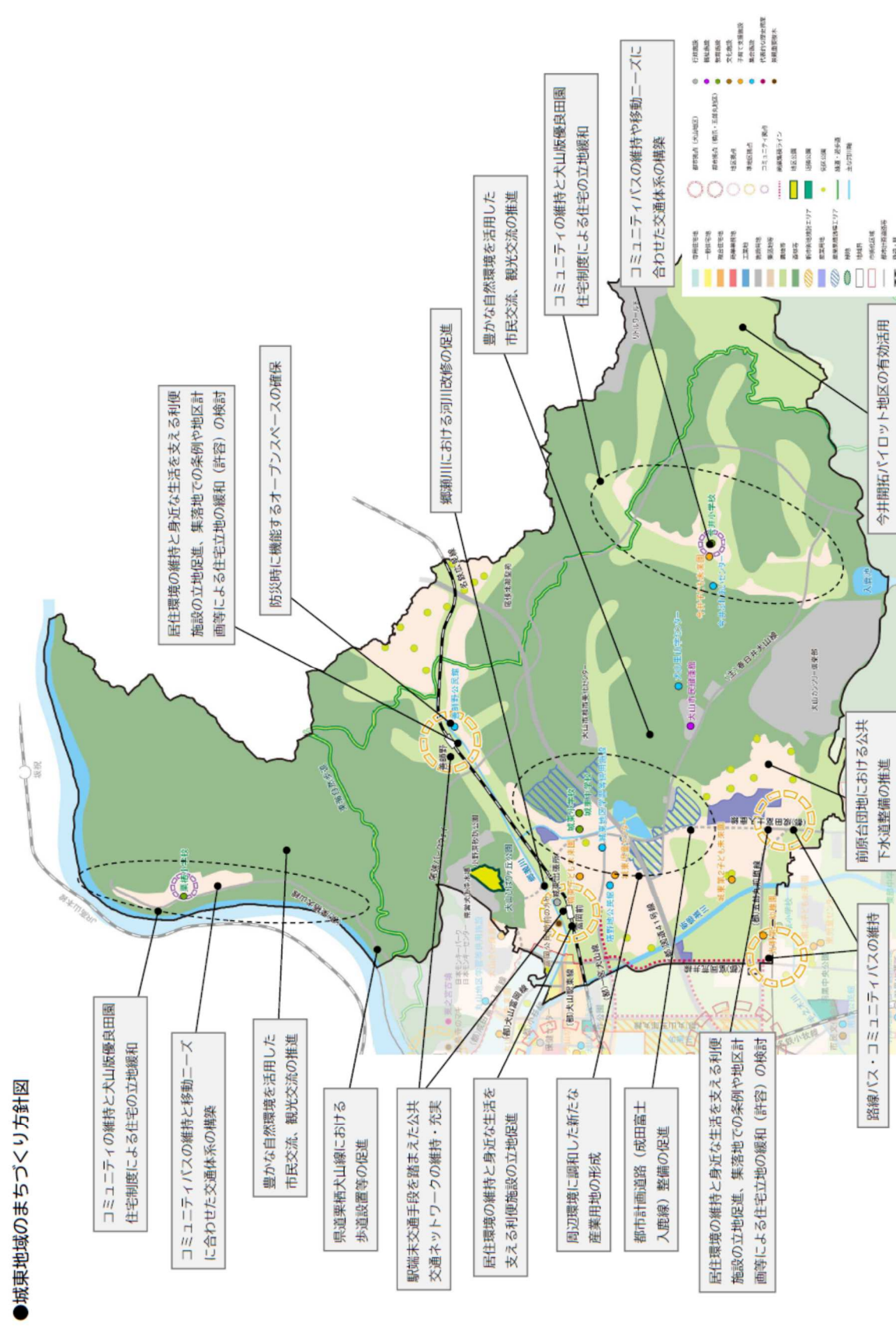
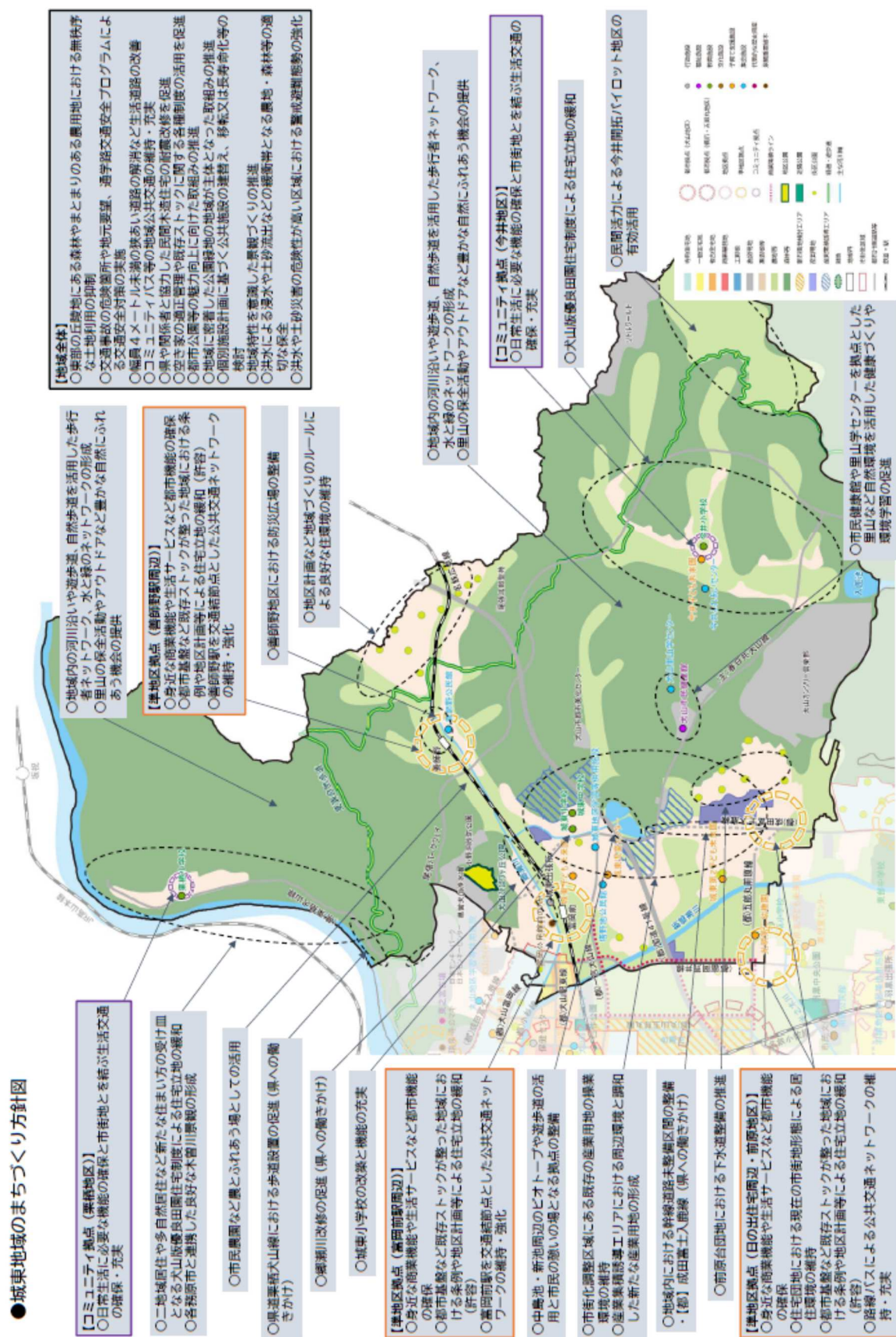
第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P23~24

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の河川沿いや遊歩道、自然歩道を活用した歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークの形成 ○里山の保全活動やアウトドアなど豊かな自然にふれあう環境の提供 ○市民農園など農とふれあう場としての活用 ○中島池・新池周辺のビオトープや遊歩道の活用と市民の憩いの場となる拠点の整備 ○市民健康館や里山学センターを拠点とした里山など自然環境を活用した健康づくりや環境学習の促進 ○都市公園等の魅力向上に向けた取組みの推進 ○地域に密着した公園緑地の地域が主体となった取組みの推進 ○郷瀬川改修の促進(県への働きかけ) ○前原台団地における下水道整備の推進 ○個別施設計画に基づく公共施設の建替え、移転又は長寿命化等の検討 ○城東小学校の改築と機能の充実 ○各務原市と連携した良好な木曾川景観の形成 ○地域特性を意識した景観づくりの推進
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等の適切な保全 ○災害時に機能するオープンスペースの確保 ・防災広場の整備(善師野地区) ○<u>土砂災害の危険性が高い区域における警戒避難態勢の強化</u>

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P103~104

都市環境
<p>主要課題① 里山や水辺など豊かな自然環境の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木曾川や新郷瀬川、中島池周辺のビオトープや遊歩道などの水辺空間、里山の自然歩道を活かした水と緑のネットワークの形成を図ります。 ○里山や水辺空間の保全活動やそれらを利用した観光、アウトドア、市民農園といった農とのふれあいなど、地域の豊かな自然を交流資源として活用します。
<p>主要課題② 公共施設の維持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の魅力向上と身近な公園における地域が主体となった取組みを推進します。 ○公共下水道(生活排水)計画区域のうち、前原台団地での整備を推進します。 ○今後の人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に備え、個別施設計画に基づく公共施設の再編、長寿命化等を進めます。
都市防災
<p>主要課題① 災害に強い地域づくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い地域づくりに向けて、河川改修や避難スペースの確保など都市基盤整備のほか、建築物などの耐震化を促進します。 ○災害リスクの低減に向けて、洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等を適切に保全します。 ○<u>地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の確保に向けて、ハザードマップ等による災害リスク情報の周知徹底や地域における避難訓練の実施などを支援します。</u>



対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P35

④羽黒地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

分野	まちづくり方針
拠点形成 土地利用	<p>【地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽黒駅周辺における居住機能の集約立地と身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の充実 ○幹線道路での居住環境と調和した沿道商業施設等の集積 <p>【準地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の確保 ○住宅団地における現在の市街地形態による居住環境の維持 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地における無秩序な土地利用の抑制 ○市街化区域にある工業地の操業環境の維持・強化 ○市街化調整区域にある既存の産業用地の操業環境の維持 ○産業集積誘導エリアにおける周辺環境と調和した新たな産業用地の形成

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P118

④羽黒地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

拠点形成・土地利用の方針
<p>主要課題① 地区拠点における生活利便性の高い市街地の形成</p> <p>【地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽黒駅周辺では、居住機能の集約立地と身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の誘導を図ります。 ○羽黒駅周辺の幹線道路においては、居住環境との調和に配慮した沿道商業施設等の立地を誘導します。
<p>主要課題② 住宅団地や集落地における居住環境の維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長者町団地や日の出住宅の周辺では、現在の市街地形態による良好な居住環境を維持しつつ、身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の立地を促します。
<p>主要課題③ 新たな産業用地の形成と既存工業地等の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業基盤の維持・強化に向け、産業集積誘導エリアにおいて、周辺の居住環境や営農環境との調和に配慮した新たな産業用地を形成します。 ○既存の工業地等については、操業環境の維持を図ります。
<p>主要課題④ 東部の丘陵地にある森林と優良な農地の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地は、都市的な土地利用との調整に留意しつつ、無秩序な土地利用を抑制しながら保全、活用を図ります。

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P35

交通	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内における幹線道路未整備区間の整備 ・【都】犬山富士線(県への働きかけ)・【都】蟬屋長塚線 ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムによる交通安全対策の実施 ○幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善 ○羽黒駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持・充実 ○羽黒駅前広場の利便性向上 ○路線バスによる公共交通ネットワークの維持・充実 ○コミュニティバス等の地域公共交通の維持・充実
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路の改善など基盤整備を通じた良好な居住環境の形成と都市的低未利用地の宅地化促進 ○県や関係者と協力した民間木造住宅の耐震改修を促進 ○空き家の適正管理や既存ストックに関する各種制度の活用を促進

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P118~119

交通
<p>主要課題① 羽黒駅を中心とした交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○羽黒駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの形成に向けて、羽黒駅前広場の利便性向上を図ります。 ○日常の生活交通となる拠点間のコミュニティバスや路線バスの維持・確保を図ります。
<p>主要課題② 地域内の自動車交通を円滑に処理する交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域内における東西の道路交通の円滑化に向けて、(都)犬山富士線と(都)蟬屋長塚線の整備を関係機関と連携・協議しながら促進(推進)します。
<p>主要課題③ 安全・安心な生活道路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムにおける交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に通行できる生活道路の確保を図ります。 ○市街地の居住環境や防災性の向上に向けて、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善を図ります。
市街地整備等
<p>主要課題① 既存ストックを活かした居住機能の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な居住環境の形成に向けて、都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知を図ります。
<p>主要課題① 生活道路など基盤整備による居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○古くから形成されてきた市街地などにおいては、建て替えの機会を捉えた狭あい道路の解消等により居住環境の改善や都市的低未利用地の宅地を促進します。

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P35~36

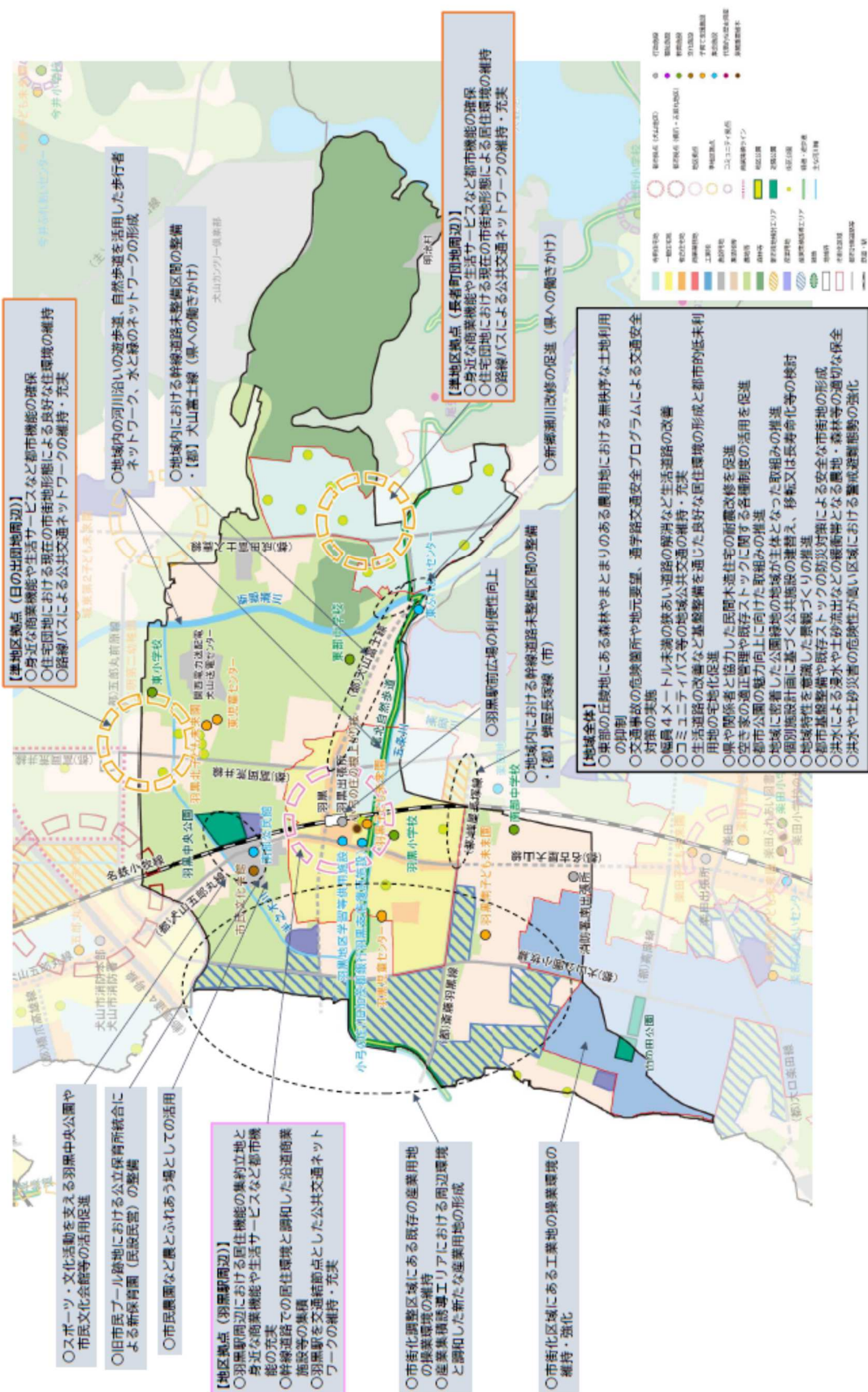
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の河川沿いの遊歩道、自然歩道を活用した歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークの形成 ○市民農園など農とふれあう場としての活用 ○都市公園の魅力向上に向けた取組みの推進 ○スポーツ・文化活動を支える羽黒中央公園や市民文化会館等の活用促進 ○地域に密着した公園緑地の地域が主体となった取組みの推進 ○新郷瀬川改修の促進(県への働きかけ) ○個別施設計画に基づく公共施設の建替え、移転又は長寿命化等の検討 ○旧市民プール跡地における公立保育所統合による新保育園(民設民営)の整備 ○地域特性を意識した景観づくりの推進
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤整備や既存ストックの防災対策による安全な市街地の形成 ○洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等の適切な保全 ○洪水や土砂災害の危険性が高い区域における警戒避難態勢の強化

対応後(案)

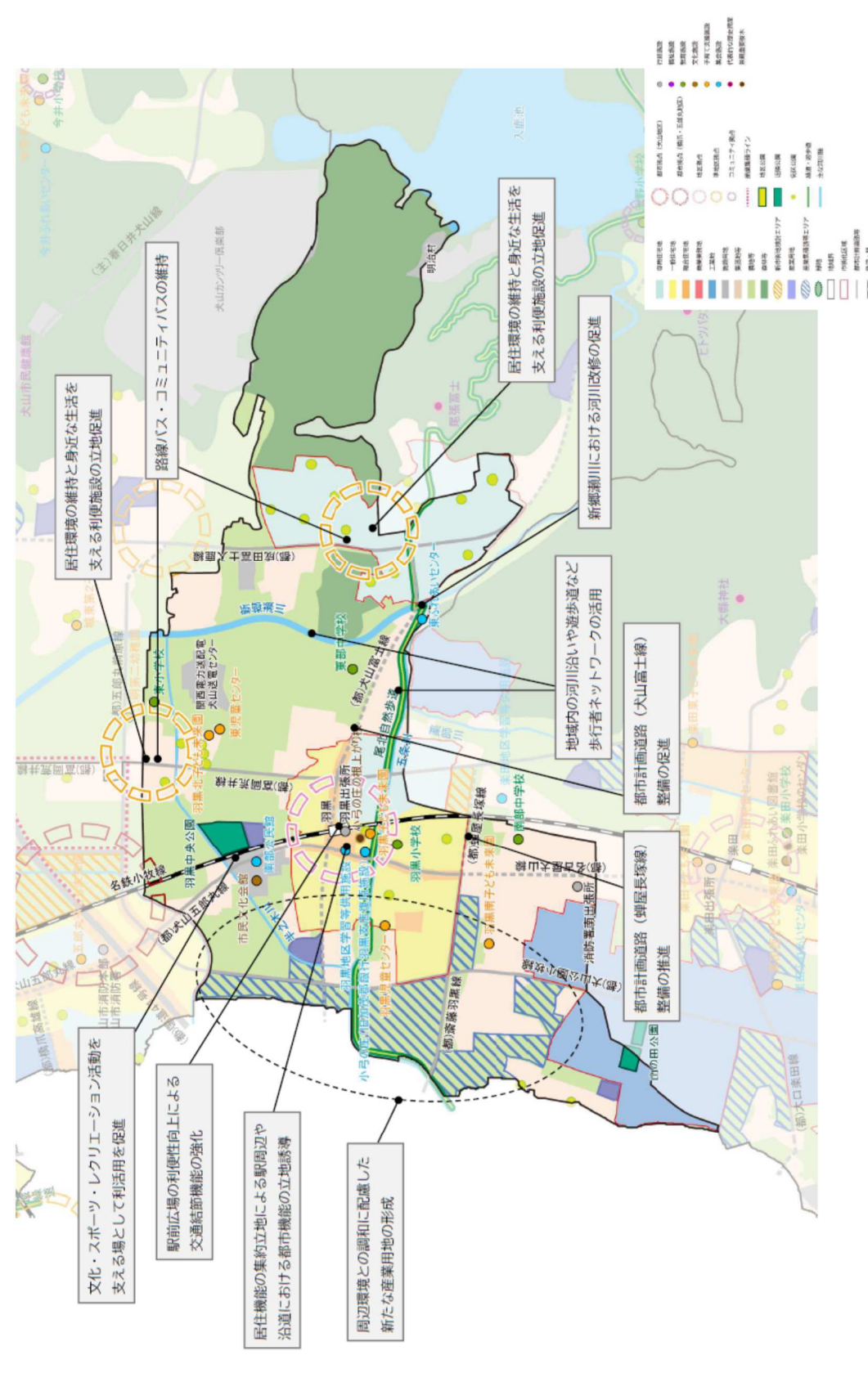
第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P119

都市環境
<p>主要課題① 里山や水辺など豊かな自然環境の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○五条川や新郷瀬川など、河川沿いの遊歩道、自然歩道といった水と緑のネットワークの有効活用を図ります。
<p>主要課題② 羽黒中央公園等の利活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民のスポーツ・文化活動を支える羽黒中央公園と市民文化会館については、市民利用の促進、施設の活性化に繋がる適切な管理、運用を図ります。
<p>主要課題③ 公共施設の維持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の魅力向上と身近な公園における地域が主体となった取組みを推進します。 ○今後の人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に備え、個別施設計画に基づく公共施設の再編、長寿命化等を進めます。
都市防災
<p>主要課題① 災害に強い地域づくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い地域づくりに向けて、狭あい道路の解消や河川改修など都市基盤整備のほか、建築物などの耐震化を促進します。 ○災害リスクの低減に向けて、洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等を適切に保全します。 ○地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の確保に向けて、ハザードマップ等による災害リスク情報の周知徹底や地域における避難訓練の実施などを支援します。

●羽黒地域のまちづくり方針図



●羽黒地域のまちづくり方針図



④楽田地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

分野	まちづくり方針
拠点形成 土地利用	<p>【地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽田駅周辺における居住機能の集約立地と身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の充実 ○幹線道路での居住環境と調和した沿道商業施設等の集積 <p>【市外駅近エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の確保 ○都市基盤など既存ストックが整った地域における条例や地区計画等による住宅立地の緩和(許容) <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地における無秩序な土地利用の抑制 ○市街化区域にある工業地の操業環境の維持・強化 ○新たな住居系市街地の形成(市街化編入)を目指した検討 ○市街化調整区域にある既存の産業用地の操業環境の維持 ○産業集積誘導エリアにおける周辺環境と調和した新たな産業用地の形成

④楽田地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

拠点形成・土地利用の方針
<p>主要課題① 地区拠点における生活利便性の高い市街地の形成</p> <p>【地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽田駅周辺では、居住機能の集約立地と身近な商業機能や生活サービスなど都市機能の充実を図ります。 ○楽田駅周辺の幹線道路においては、居住環境との調和に配慮した沿道商業施設等の立地を促進します。
<p>主要課題② 鉄道駅の利便性を活かした居住機能の確保</p> <p>【地区拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に隣接し、鉄道駅など既存ストック等が活用できる新市街地検討エリアでは、農地との調整に配慮しながら、新たな住居系市街地の形成(市街化編入)を目指した検討を進めます。 <p>【市外駅近エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○田県神社前駅に近接する市内地域では、鉄道駅の立地を活かし、条例や地区計画等の活用による住宅立地の緩和(許容)を図りつつ、身近な商業機能や生活サービス施設の誘導による利便性の高い居住環境の形成を図ります。
<p>主要課題③ 新たな産業用地の形成と既存工業地等の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業基盤の維持・強化に向けて、産業集積誘導エリアにおいて、周辺の居住環境や営農環境との調和に配慮した新たな産業用地を形成します。 ○既存の工業地等については、操業環境の維持を図ります。
<p>主要課題④ 東部の丘陵地にある森林と優良な農地の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地は、都市的な土地利用との調整に留意しつつ、無秩序な土地利用を抑制しながら保全、活用を図ります。

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P47

交通	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内における幹線道路未整備区間の整備 ・【都】 蟬屋長塚線(市) ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムによる交通安全対策の実施 ○市道楽田桃花台線の道路拡幅による歩行者の安全性確保 ○幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善 ○楽田駅、田県神社前駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持・充実 ○楽田駅前広場の有効活用 ○コミュニティバス等の地域公共交通の維持・充実
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路の改善など基盤整備を通じた良好な居住環境の形成と都市的低未利用地の宅地化促進 ○地区計画など地域づくりのルールによる良好な居住環境の維持 ○県や関係者と協力した民間木造住宅の耐震改修を促進 ○空き家の適正管理や既存ストックに関する各種制度の活用を促進

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P133

交通
<p>主要課題① 楽田駅を中心とした交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽田駅を交通結節点とした公共交通ネットワークの維持・充実に向けて、楽田駅前広場の有効活用を図ります。 ○日常の生活交通となるコミュニティバスを維持するほか、地域の実情に配慮した交通体系の確保を図ります。
<p>主要課題② 地域内の自動車交通を円滑に処理する交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域内における道路交通の円滑化に向けて、(都) 蟬屋長塚線や市道楽田桃花台線の整備を関係機関と連携・協議しながら推進します。
<p>主要課題③ 安全・安心な生活道路の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムにおける交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に通行できる生活道路の確保を図ります。 ○市街地の居住環境や防災性の向上に向けて、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善を図ります。
市街地整備等
<p>主要課題① 既存ストックの活用や市街地整備等による定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な居住環境の形成に向けて、都市的低未利用地や空き家・空き店舗の活用を促進する各種支援制度の運用、周知を図ります。 ○地区計画がある区域においては、地域づくりのルールにより良好な居住環境の形成を推進します。
<p>主要課題② 生活道路など基盤整備による居住環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○古くから形成されてきた市街地などにおいては、建て替えの機会を捉えた狭あい道路の解消等により居住環境の改善や都市的低未利用地の宅地を促進します。

対応前

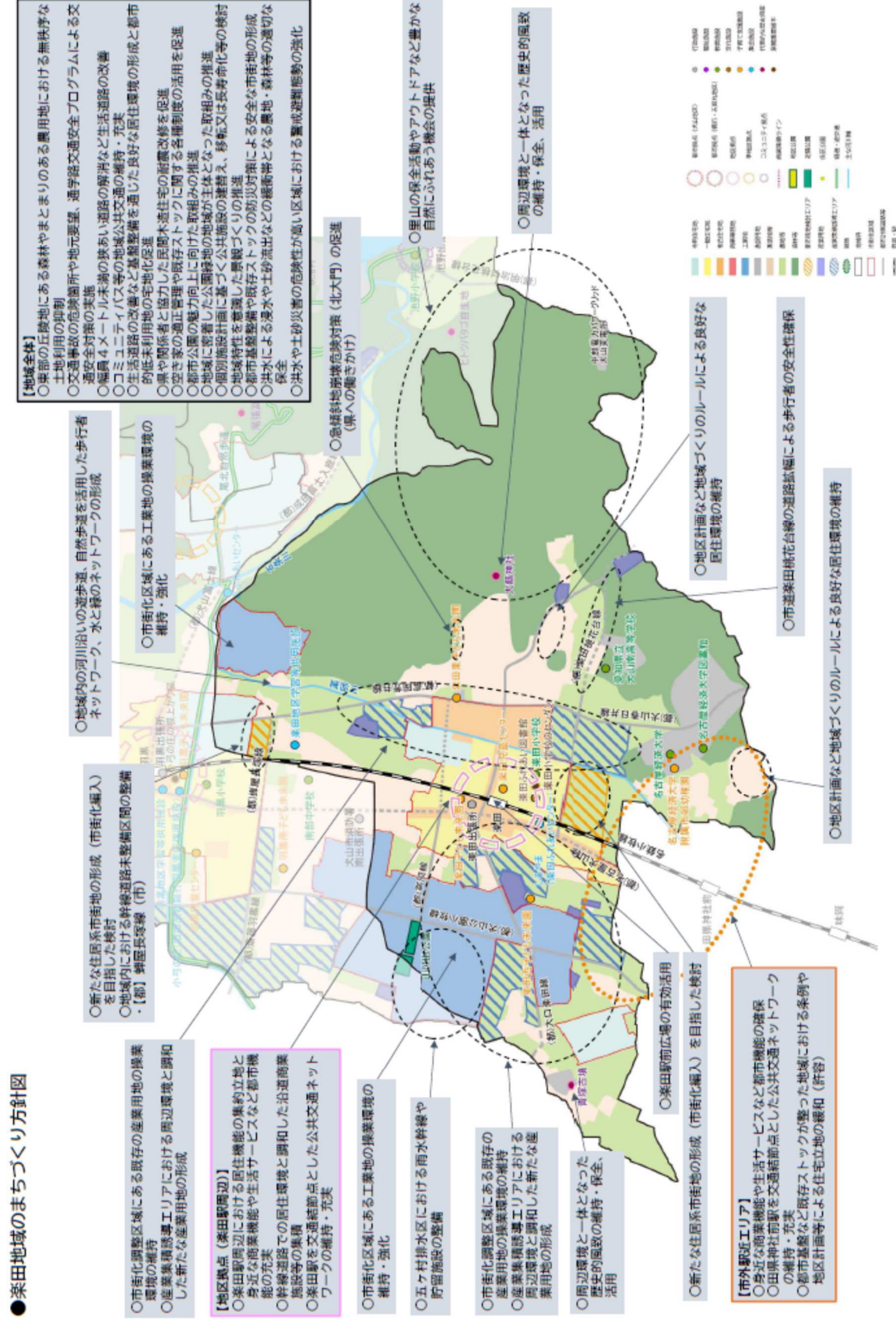
第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P48

都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の河川沿いの遊歩道、自然歩道を活用した歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークの形成 ○里山の保全活動やアウトドアなど豊かな自然にふれあう機会の提供 ○周辺環境と一体となった歴史的風致の維持・保全、活用 ○都市公園の魅力向上に向けた取組みの推進 ○地域に密着した公園緑地の地域が主体となった取組みの推進 ○五ヶ村排水区における雨水幹線や貯留施設の整備 ○個別施設計画に基づく公共施設の建替え、移転又は長寿命化等の検討 ○地域特性を意識した景観づくりの推進
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤整備や既存ストックの防災対策による安全な市街地の形成 ○洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等の適切な保全 ○<u>洪水や土砂災害の危険性が高い区域における警戒避難態勢の強化</u> ○急傾斜地崩壊危険対策(北大門)の促進(県への働きかけ)

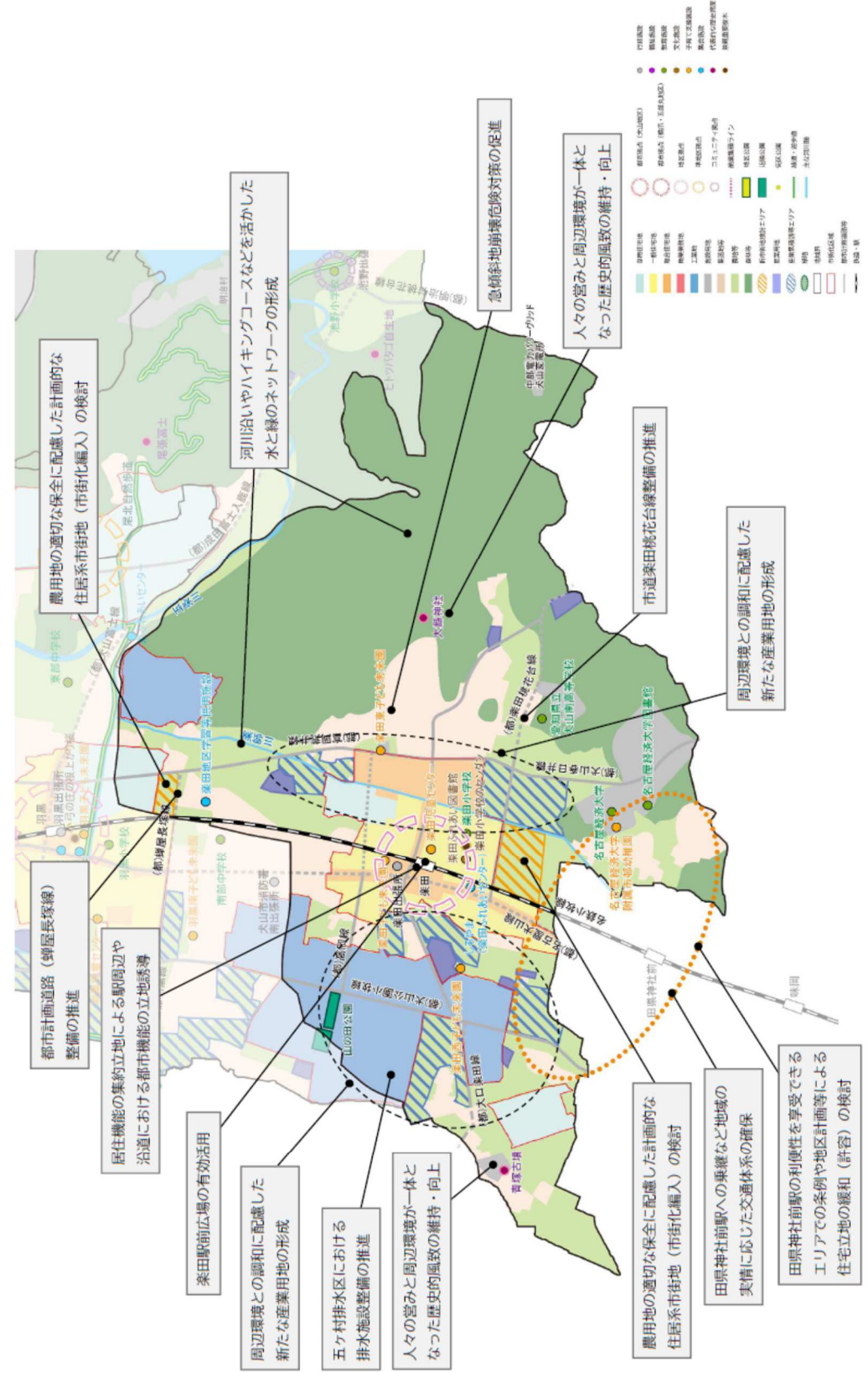
対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P133~134

都市環境
<p>主要課題① 里山や水辺など豊かな自然環境の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬師川沿いの河川空間や里山のハイキングコースといった水と緑のネットワークの有効活用を図ります。
<p>主要課題② 伝統建造物、遺跡等と人々の営みが一体となった歴史的風致の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○青塚古墳や大縣神社を中心とした地域を代表する歴史文化資源は、そこに息づく地域固有の歴史、伝統を反映した人々の営みとともに、景観など周辺環境が一体となった歴史的風致等の維持・向上を図ります。
<p>主要課題③ 公共施設の維持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の魅力向上と身近な公園における地域が主体となった取組みを推進します。 ○今後の人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に備え、個別施設計画に基づく公共施設の再編、長寿命化等を進めます。
都市防災
<p>主要課題① 災害に強い地域づくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い地域づくりに向けて、雨水排水施設の整備や急傾斜地崩壊対策など基盤整備のほか、建築物などの耐震化を促進します。 ○災害リスクの低減に向けて、洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等を適切に保全します。 ○<u>地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の確保に向けて、ハザードマップ等による災害リスク情報の周知徹底や地域における避難訓練の実施などを支援します。</u>



● 桑田地域のまちづくり方針図



対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P59

④池野地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

分野	まちづくり方針
拠点形成 土地利用	【コミュニティ拠点】 ○日常生活を送る上で必要な機能の確保と市街地を結ぶ生活交通の確保・充実 ○集落・コミュニティの維持に向けた住宅の立地緩和の検討 【その他】 ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地における無秩序な土地利用の抑制
交通	○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムによる交通安全対策の実施 ○県道多治見犬山線における歩道設置の促進(県への働きかけ) ○幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善 ○コミュニティバス等の地域公共交通の維持・充実
市街地 整備等	○県や関係者と協力した民間木造住宅の耐震改修を促進 ○空き家の適正管理や既存ストックに関する各種制度の活用を促進

対応後(案)

第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P147~148

④池野地域のまちづくり方針

～略～

●地域の分野別まちづくり方針

・本地域のまちづくり目標の実現に向けて、全体構想での位置づけや地域の主要課題を踏まえたまちづくり方針を以下のとおり設定します。なお、ここで記載される方針以外は、全体構想の方針に従います。

拠点形成・土地利用の方針
主要課題① 地域の生活利便性の維持・充実 【コミュニティ拠点】 ○コミュニティや日常生活を送る上で必要な機能の維持・確保に向けて、条例や地区計画等の活用による住宅の立地緩和を検討します。
主要課題② 東部の丘陵地にある森林と優良な農地の保全、活用 ○東部の丘陵地にある森林やまとまりのある農用地は、都市的な土地利用との調整に留意しつつ、無秩序な土地利用を抑制しながら保全、活用を図ります。
交通
主要課題① 地域内における生活交通の確保 ○日常の生活交通となる拠点間のコミュニティバスを維持しつつ、都市機能の確保が困難な箇所においては、移動ニーズ対応した公共交通体系の確保を図ります。
主要課題② 安全・安心な生活道路の確保 ○主要地方道多治見犬山線の交通安全上支障がある箇所について、関係機関と連携・協議しながら歩道設置を促進します。 ○交通事故の危険箇所や地元要望、通学路交通安全プログラムにおける交通安全対策を推進し、子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に通行できる生活道路の確保を図ります。 ○市街地の居住環境や防災性の向上に向けて、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消など生活道路の改善を図ります。
市街地整備等
主要課題① 市街化調整区域の集落地等における居住環境の維持・充実 ○良好な居住環境の形成に向けて、空き家の適切な管理や活用を促進する各種支援制度の運用、周知を促進します。

対応前

第5回策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン 地域別構想(案) P59

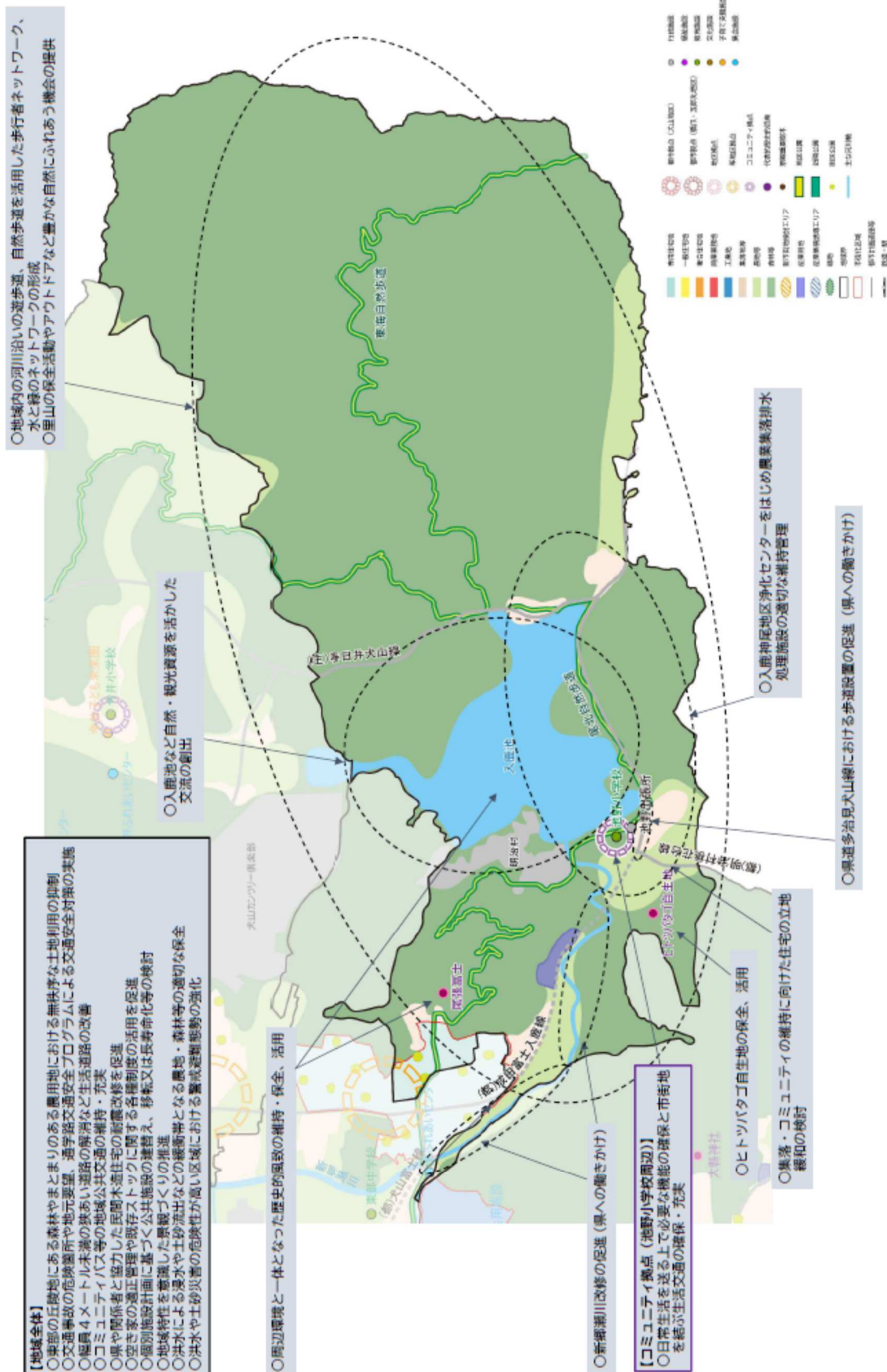
都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内の河川沿いの遊歩道、自然歩道を活用した歩行者ネットワーク、水と緑のネットワークの形成 ○森林・里山での保全活動やアウトドアなど豊かな自然にふれあう機会の提供 ○入鹿池など自然・観光資源を活かした交流の創出 ○新郷瀬川改修の促進(県への働きかけ) ○入鹿神尾地区浄化センターをはじめ農業集落排水処理施設の適切な維持管理 ○ヒトツバタゴ自生地の保全、活用 ○周辺環境と一体となった歴史的風致の維持・保全、活用 ○個別施設計画に基づく公共施設の建替え、移転又は長寿命化等の検討 ○地域特性を意識した景観づくりの推進
都市防災	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等の適切な保全 ○洪水や土砂災害の危険性が高い区域における警戒避難態勢の強化

対応後(案)

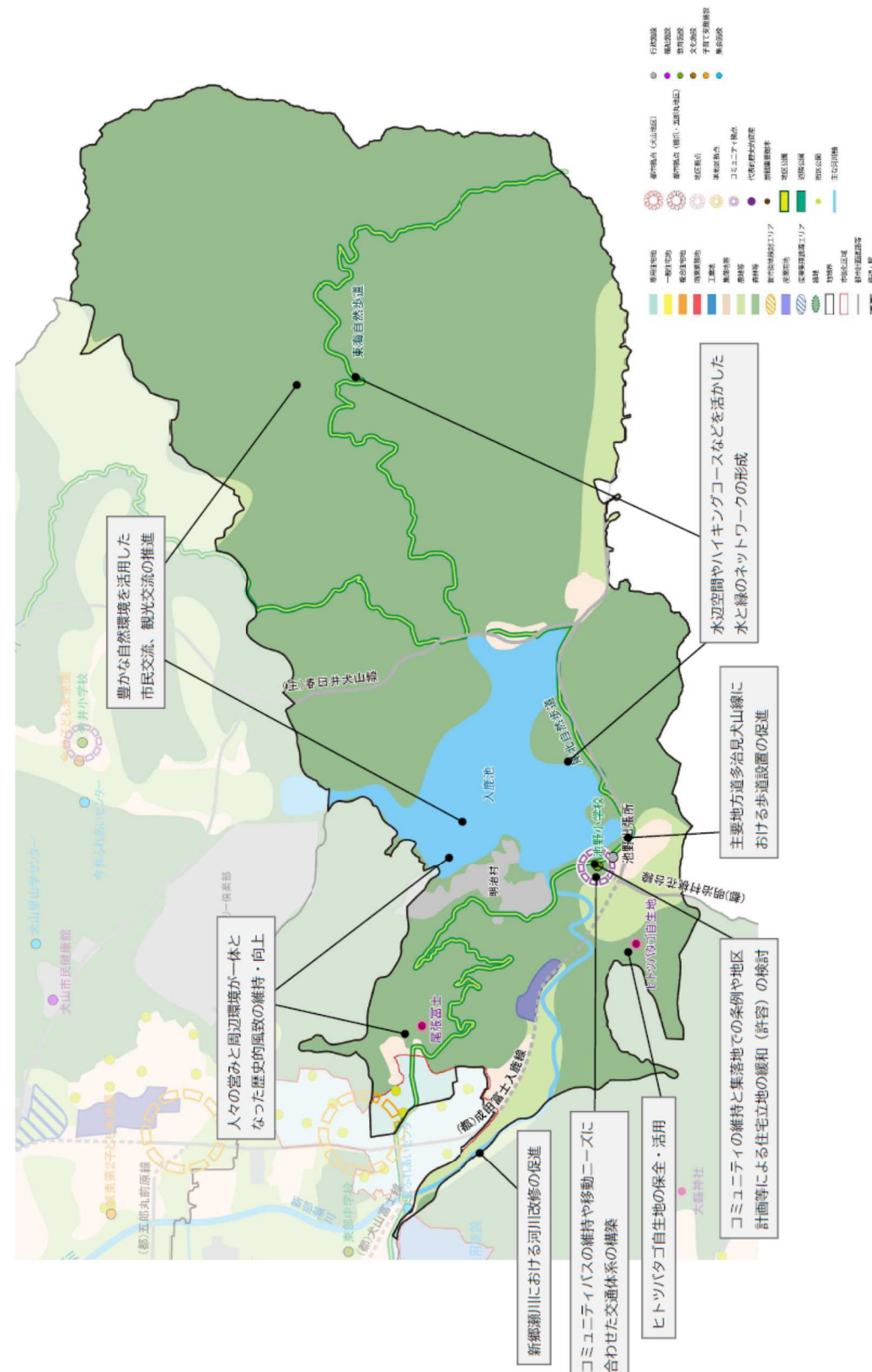
第6回(今回)策定委員会 資料2 犬山市都市計画マスタープラン(素案) P148

都市環境
<p>主要課題① 里山や水辺など豊かな自然環境の保全、活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入鹿池の水辺空間や里山のハイキングコース、国指定天然記念物ヒトツバタゴ自生地などを活かした水と緑のネットワークの形成を図ります。 ○里山や水辺空間の保全活動やそれらを利用した観光、アウトドアなど、地域の豊かな自然を交流資源として活用します。
<p>主要課題② 伝統建造物、遺跡等と人々の営みが一体となった歴史的風致の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○尾張富士や入鹿池を中心とした地域を代表する歴史文化資源は、そこに息づく地域固有の歴史、伝統を反映した人々の営みとともに、景観など周辺環境が一体となった歴史的風致の維持・向上を図ります。
<p>主要課題③ 公共施設の維持・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入鹿神尾地区浄化センターなど農業集落排水処理施設の適切な維持管理を図ります。 ○今後の人口減少や施設の老朽化、厳しい財政状況に備え、個別施設計画に基づく公共施設の再編、長寿命化等を進めます。
都市防災
<p>主要課題① 災害に強い地域づくりの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い地域づくりに向けて、河川改修など基盤整備のほか、建築物などの耐震化を促進します。 ○災害リスクの低減に向けて、洪水による浸水や土砂流出などの緩衝帯となる農地・森林等を適切に保全します。 ○地域の住民や事業者が主体となった警戒避難体制の確保に向けて、ハザードマップ等による災害リスク情報の周知徹底や地域における避難訓練の実施などを支援します。

●池野地域のまちづくり方針図



●池野地域のまちづくり方針図



～略～

【防災】

- 想定される土砂災害や河川浸水等の災害リスクの防災・減災を図るため、ハード・ソフト両面での対策を講じるとともに、リスクコミュニケーションを通じた自助・共助・公助の連携による安心・安全に暮らせる居住環境の形成を図ります。
- 災害ハザードエリアでの住宅立地について、より安心・安全な暮らしを誘導できるような制度設計を進めます。

～略～

【防災】

- 想定される土砂災害や河川浸水等の災害リスクの防災・減災を図るため、ハード・ソフト両面での対策を講じるとともに、市民同士、市民と行政がリスクや互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による安心・安全に暮らせる居住環境の形成を図ります。
- 災害ハザードエリアでの住宅立地について、より安心・安全な暮らしを誘導できるような制度設計を進めます。

※犬山市都市計画マスタープラン P70 第6章都市づくりの方針 5都市防災 1) 基本的考え方も同様の表現で修正しています。

(2) 居住誘導区域の設定

①居住誘導区域の設定方針

(1) ②「居住誘導区域の設定に関する基本的考え方」と誘導方針を踏まえ、本市における居住誘導区域設定は以下の方針で設定します。

- I. まちなか居住を推進するため、都市拠点や鉄道駅の周辺は居住誘導区域とします。
- II. 拠点間や居住地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持するため、公共交通の利便性が高い区域は居住誘導区域とします。
- III. 既成市街地の人口密度を維持する観点から、将来一定の人口密度が維持することが見込まれる市街地や良好な居住環境が形成されている市街地は居住誘導区域とします。
- IV. 安全・安心に暮らせる市街地を形成するため、災害の危険性が高い区域は、原則、居住誘導区域から除外します。

(2) 居住誘導区域の設定

①居住誘導区域の基本的な方針

本市の人口は減少しており、今後も人口減少が継続していくことが予測されているものの、世帯数は増加傾向にあり、市街化区域の人口密度をみても一定以上確保されているため、すぐに市街地を縮退することが必要な状況にはないと考えられます。このことから、現在の市街化区域を基本とした居住誘導区域を設定し、居住誘導による人口密度の維持を図っていきます。

居住誘導については、居住誘導区域外の居住者を居住誘導区域内へ積極的に移転を促すものではなく、市外から転入してくる方や市内で移転を検討する方に対して居住誘導区域内を居住地として選択してもらえるような誘導施策を運用するなど、長期的なスパンで緩やかな誘導を図っていくものとします。

②居住誘導区域等における暮らし方の整理

居住誘導区域の設定にあたり、目指すべき暮らし方のイメージを以下に整理します。

表 居住誘導区域等における暮らし方のイメージ

～図略～

③居住誘導区域の設定方針

(1) ②「居住誘導区域の設定に関する基本的考え方」と誘導方針を踏まえ、本市における居住誘導区域設定は以下の方針で設定します。

- I. まちなか居住を推進するため、都市拠点や鉄道駅の周辺は居住誘導区域とします。
- II. 拠点間や居住地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持するため、公共交通の利便性が高い区域は居住誘導区域とします。
- III. 既成市街地の人口密度を維持する観点から、将来一定の人口密度が維持することが見込まれる市街地や良好な居住環境が形成されている市街地は居住誘導区域とします。
- IV. 安全・安心に暮らせる市街地を形成するため、災害の危険性が高い区域は、原則、居住誘導区域から除外します。
- V. 居住誘導の観点から、工業地等の住宅地以外の土地利用を推進する地域は、居住誘導区域から除外します。

上記の5つの方針を基に居住誘導区域に「含む」区域、居住誘導区域に「含まない」区域を以下に整理します。

対応前

第5回策定委員会 資料4 立地適正化計画 まちづくりの方針及び誘導方針（案） P5

■居住誘導区域に「含まない」区域 →IV

（法令により居住誘導区域に含まない区域） →IV

都市再生特別措置法第81条第14項、同法施行令第30条において、居住誘導区域に含まない区域とされている、「市街化調整区域」、「農用地区域※」、「自然公園特別区域※」、「保安林※」、「急傾斜地崩壊危険区域※」、「土砂災害特別警戒区域」は、居住誘導区域から除外します。（※市街化区域内になし）

（災害が発生する危険性が高い区域） →IV

土砂災害の発生した場合には生命や身体への危険性が高い区域である「土砂災害警戒区域」は、居住誘導区域から除外します。

想定される一定の降雨による「浸水想定区域（洪水）、（内水）」が市街地の広範囲にわたっており、居住誘導区域から除外するか検討が必要です。

対応後（案）

第6回策定委員会 資料4 立地適正化計画 居住誘導区域（案） P4

■居住誘導区域に「含まない」区域 →方針IV・V

○法令により居住誘導区域に含まない区域（IV）

都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条において、居住誘導区域に含まない区域として位置づけられる「市街化調整区域」、「農用地区域※」、「自然公園特別区域※」、「保安林※」、「急傾斜地崩壊危険区域※」、「土砂災害特別警戒区域」は、居住誘導区域から除外します。（※市街化区域内になし）

IV	市街化調整区域、農用地区域※、自然公園特別区域※、保安林※	居住誘導区域から「除外する」
IV	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域から「除外する」

○災害が発生することが想定されている区域（IV）

「土砂災害リスク」及び「浸水リスク」がある区域で、国の指針に「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではない場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされており、居住誘導区域から除外する必要性を検討します。

・土砂災害リスク

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び急傾斜地崩壊危険区域※は、前述の法令により居住誘導区域に「含まない」区域に位置づけられます。

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域が指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くと、さらに区域が限定的となり、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域から除外しないこととします。

IV(再掲)	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域から「除外する」
IV	土砂災害警戒区域	居住誘導区域から「除外しない」

～図略～

前ページのつづき

・浸水リスク

想定最大規模（L2）の洪水（外水）浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しますが、これは想定し得る最大規模の降雨（1000年に1回程度の降雨）により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

これらのことを踏まえ、居住誘導区域を設定するうえでは、都市の基盤となる都市機能や居住地が広範囲に含まれ、ハード対策による浸水の解消が見込めない想定最大規模（L2）の浸水想定区域を居住誘導区域から除外することは、今後のまちづくりにおいて望ましい姿でないことから、防災指針で定める防災・減災対策を講じていくことを前提に、想定最大規模（L2）ではなく、計画規模（L1）の浸水想定区域を対象とします。

計画規模の洪水（外水）浸水想定区域については、市街化区域でも一定の区域に分布していますが、そのほとんどが0.5m未満の浸水深であることや、0.5m以上の浸水深が想定される区域も局地的であることを踏まえ、災害リスクの周知徹底など警戒避難体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域から除外しないこととします。

～図略～

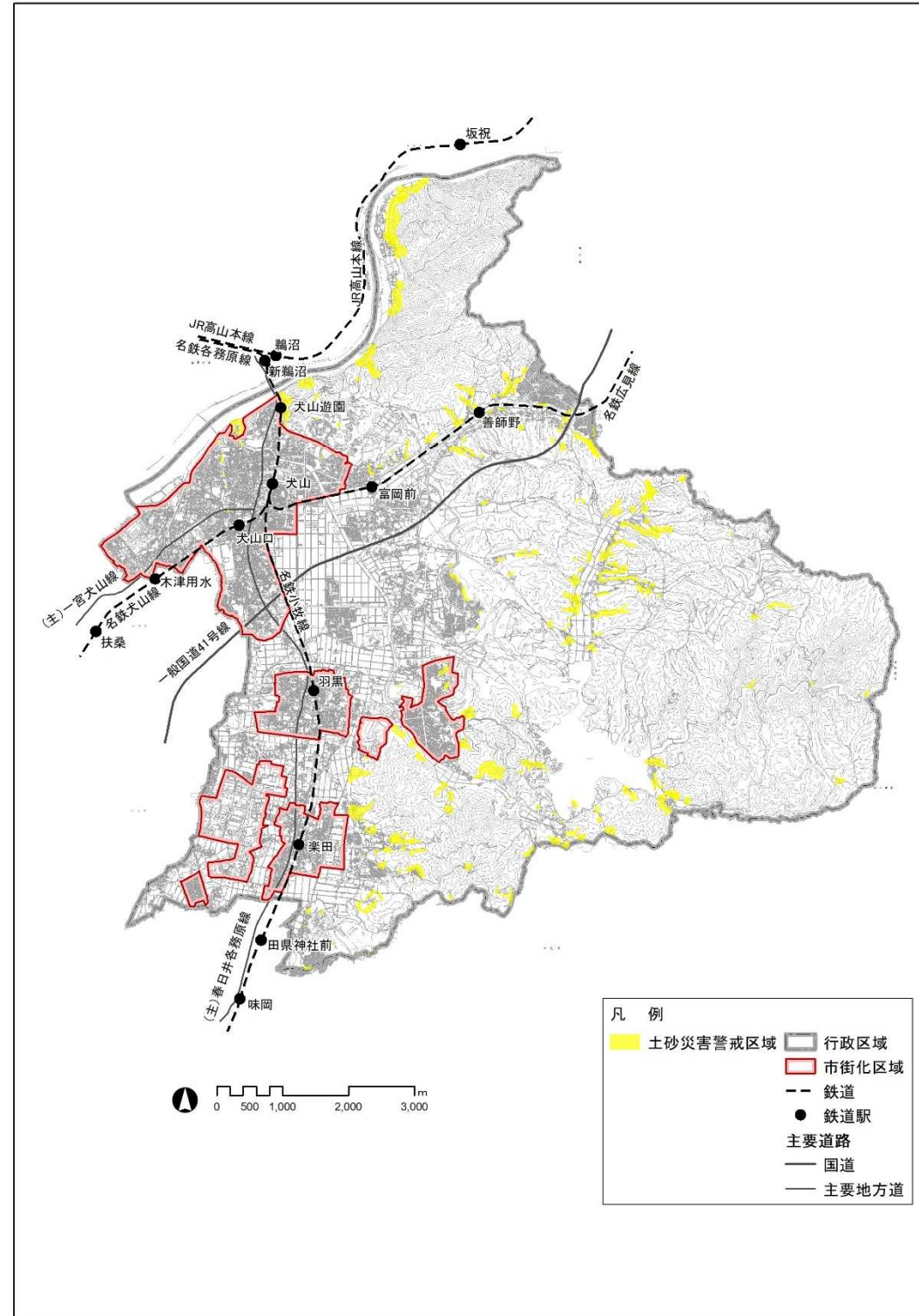
IV	想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域から「除外しない」
IV	計画規模（L1）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域から「除外しない」

～図略～

（災害が発生する危険性が高い区域）

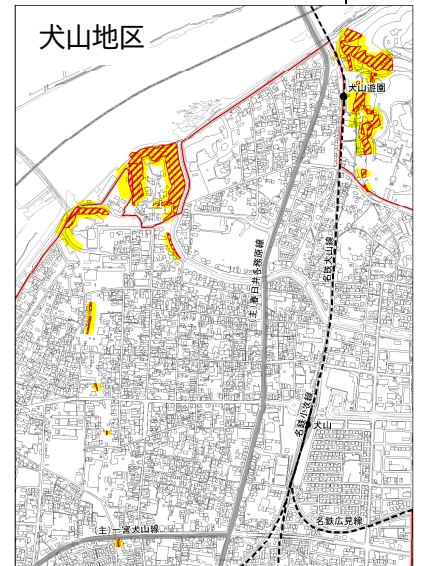
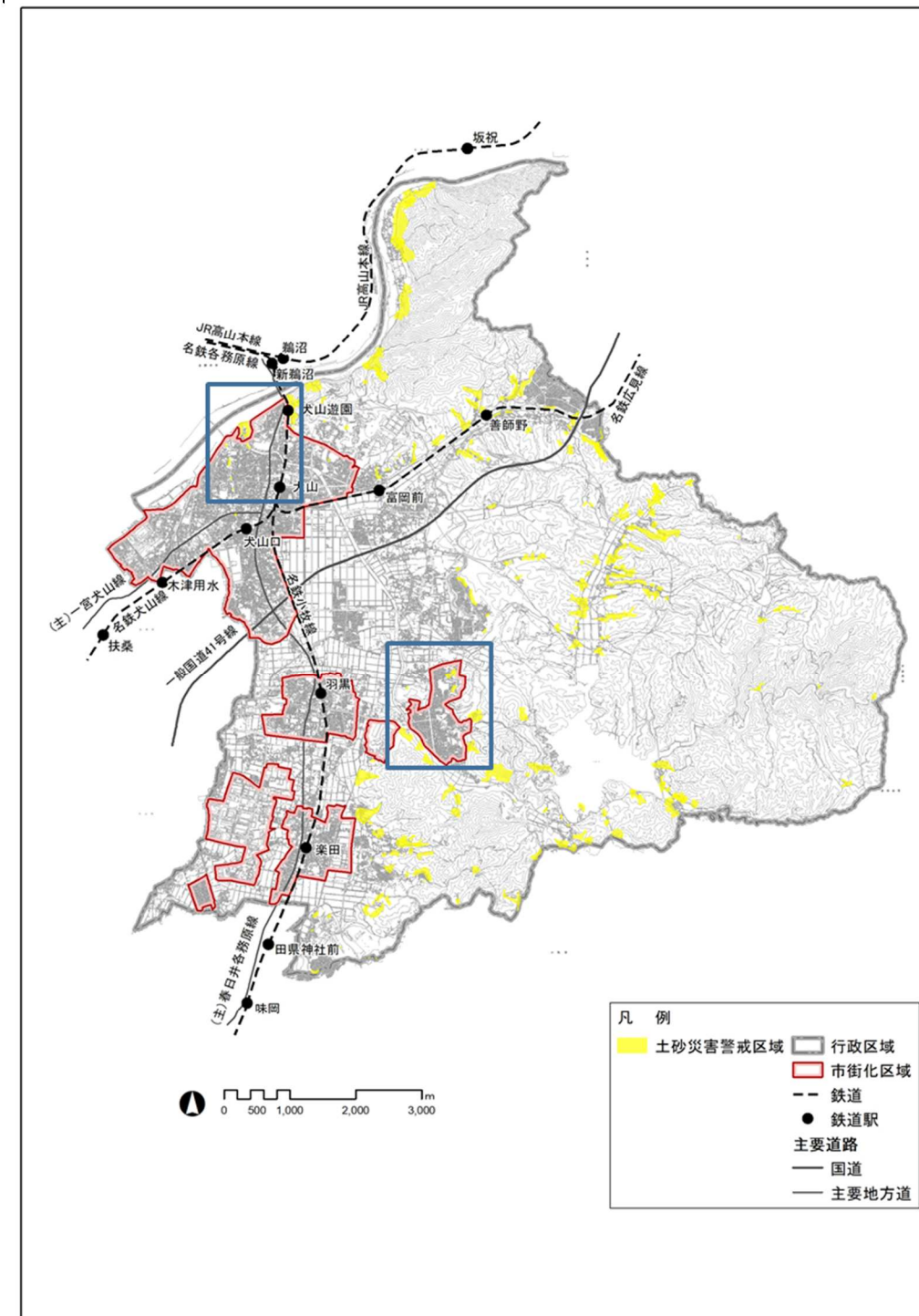
市街化区域の一部に土砂災害警戒区域に指定されている区域がみられます。

図表 災害が発生する危険性が高い区域



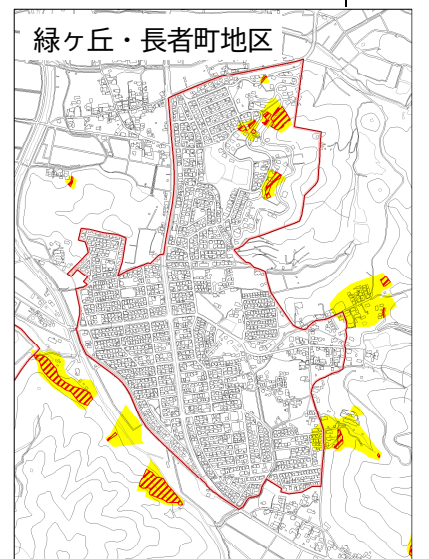
（災害が発生することが想定されている区域）

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域が指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くと、さらに区域が限定的となり、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域から除外しないこととします。



犬山地区

- 市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.9ha
- 上記区域における建物：計34棟（住宅：23棟、その他：11棟）



緑ヶ丘・長者町地区

- 市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.4ha
- 上記区域における建物：計40棟（住宅：40棟、その他：0棟）

図 土砂災害が発生する危険性が高い区域

図表 浸水想定区域(洪水、計画規模)

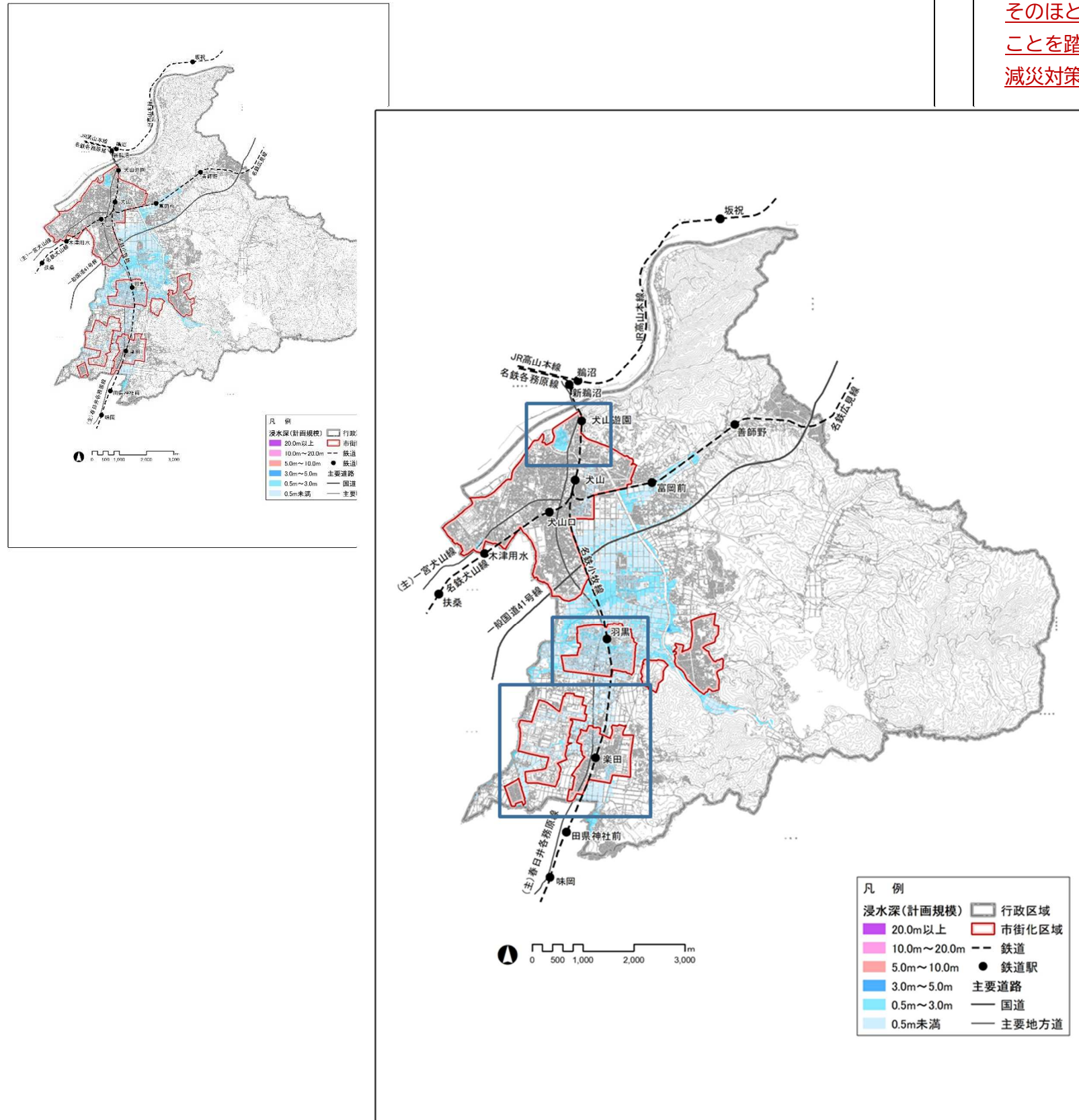
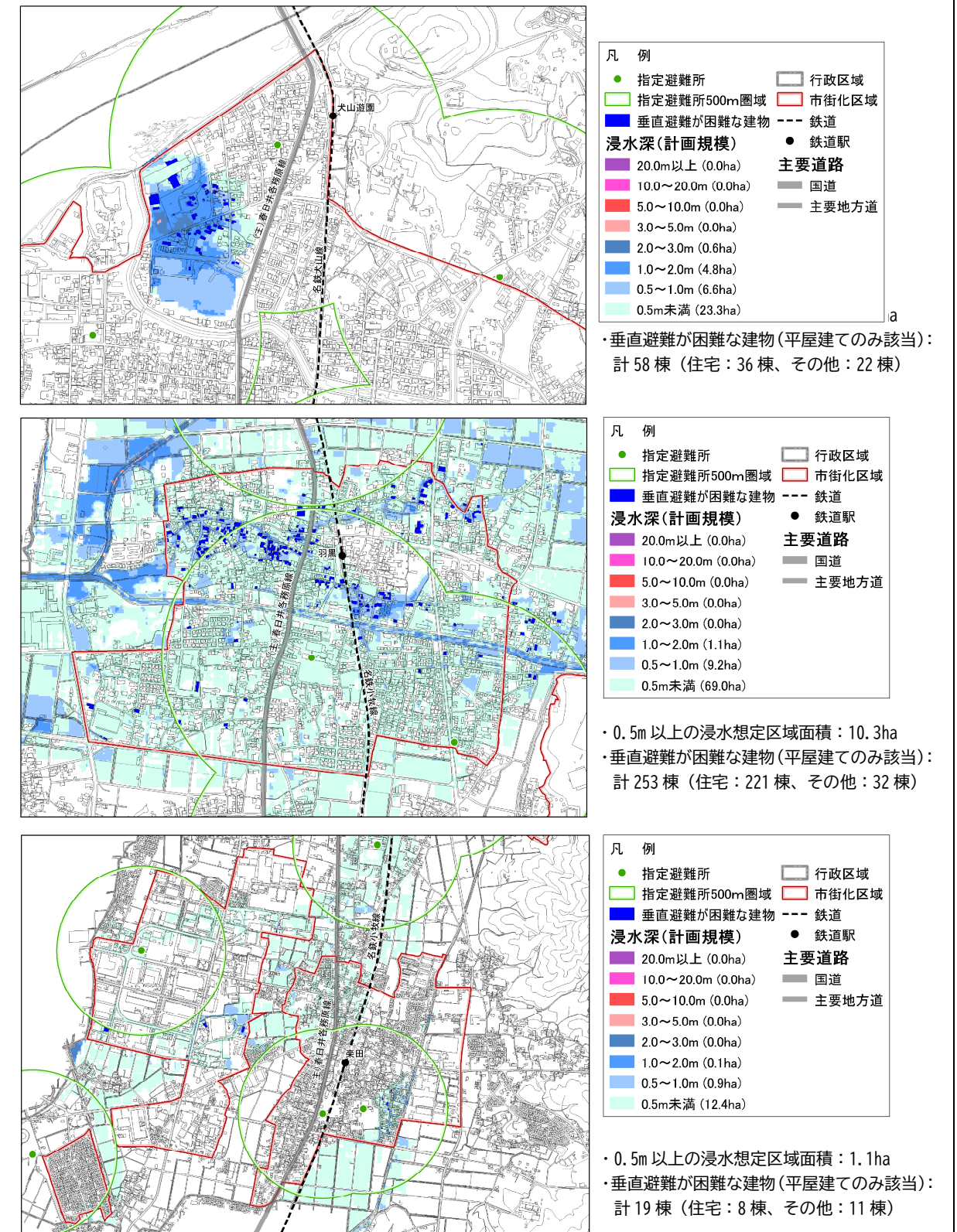


図 洪水(計画規模)による浸水想定区域

計画規模の洪水(外水)浸水想定区域については、市街化区域でも一定の区域に分布していますが、そのほとんどが0.5m未満の浸水深であることや、0.5m以上の浸水深が想定される区域も局地的であることを踏まえ、災害リスクの周知徹底など避難警戒体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域から除外しないこととします。



対応前

第5回策定委員会 資料4 立地適正化計画 まちづくりの方針及び誘導方針(案) P13

(3) 居住誘導区域(案)の検証

①居住誘導区域(案)の規模

設定した居住誘導区域(案)の規模は以下のとおりです。

居住誘導区域(案)の面積は、市街化区域の83.1%を占め、2040年の市全域人口に占める割合は51.1%となります。

図表 区域別の居住誘導区域(案)の規模

		居住誘導区域	市街化区域	市全域	市街化区域に占める割合
面積 (ha)		878.0	1,057	7,490	83.1%
2015年	人口 (人)	37,201	48,699	74,308	76.4%
	人口密度 (人/ha)	42.4	46.1	9.9	-
2040年	人口 (人)	31,928	-	62,451	-
	人口密度 (人/ha)	36.4	-	8.3	-

対応後(案)

第6回策定委員会 資料4 立地適正化計画 居住誘導区域(案) P14

(3) 居住誘導区域(案)の検証

①居住誘導区域(案)の規模

設定した居住誘導区域(案)の規模は以下のとおりです。

居住誘導区域(案)の面積は、市街化区域の83.6%を占め、2040年の市全域人口に占める割合は62.3%となります。また、都市計画マスタープランに位置づけられた住居系新市街地を居住誘導区域に含めることを想定すると、将来の居住誘導区域の面積は、市街化区域の84.2%、2040年の市全域人口に占める割合は65.2%となります。

表 区域別の居住誘導区域(案)の規模

区域	面積 (ha)	人口 (人) ^{※1}			可住地面積 (ha) ^{※3}			可住地人口密度 (人/ha)			
		2015年	2020年	2040年	2015年 (推計値)	2020年 (推計値)	2040年 (推計値)	2015年	2020年	2040年	
市街化区域	居住誘導区域	犬山	29,926	29,877	25,165	358.7	355.5	342.9	83.4	83.3	73.4
		羽黒	6,245	6,350	5,739	83.2	82.5	79.6	75.0	76.3	72.1
		楽田	6,933	7,055	6,394	115.2	114.2	110.1	60.2	61.2	58.1
		緑ヶ丘・長者町	4,917	4,706	3,275	60.1	59.6	57.5	81.8	78.3	57.0
		新市街地	40		1,900			30			63.3
	居住誘導区域 計	883.7	48,020	47,988	40,572	617.2	611.7	590.1	77.8	77.7	68.8
	(新市街地を含む場合)	923.7	48,020	47,988	42,472	617.2	611.7	620.1	77.8	77.7	68.5
居住誘導区域外	173.3	679	573	128	40.7	40.3	38.9	16.7	14.1	3.9	
市街化区域 計		1,057.0	48,699	48,561	40,700	657.91	652.02	628.96	74.5	74.3	64.7
(新市街地を含む場合)		1,097.0	48,699	48,561	42,600	657.91	652.02	658.96	74.5	74.3	64.6
市街化調整区域	四季の丘・もえぎヶ丘	43.6	3,409	3,420	3,908						
	日の出団地	20.5	1,267	1,291	1,565						
	犬山ニュータウン	7.8	646	626	616	-	-	-	-	-	-
	前原台	33.4	1,804	1,752	1,742						
	上記以外の集落地等	6,327.7	18,483	17,440	16,769						
市街化調整区域 計		6,433.0	25,609	24,529	24,600	-	-	-	-	-	-
(新市街地を除く場合)		6,393.0	25,609	24,529	22,700						
市全域		7,490.0	74,308	73,090	65,300	-	-	-	-	-	-

※1：面積、人口(実績値)：都市計画基礎調査(H28、R3)より集計
 ※2：2040年の人口目標値は、都市計画マスタープランと整合を図るため、市街化区域人口40,700人、市街化区域調整人口22,800人と設定し、2020年人口の構成比により地区別に人口算出
 ※3：可住地面積：都市計画基礎調査(H30)より市街化想定区域を除いた値を集計し、2020年及び2040年については過去実績値のトレンド(指数近似)により推計

